

台風等に対する非常措置について

本校は、学校敷地の一部に土砂災害警戒区域を含んでいます。台風や大雨等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風等6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合及び、藤城学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

なお、保護者連絡ツール（登録者）でも随時最新情報を発信いたします。未登録の方は担任を通じて登録方法について学校にお問合せください。

記

1 **暴風警報** **藤城学区への避難指示** について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」「避難指示」が解除されるまでは、登校を見合わせるものとします。
- (2) 「暴風警報」「避難指示」が解除された場合については、以下の措置をとります。

・午前 7時までに解除になった場合	平常授業・平常下校
・午前 9時までに解除になった場合	3校時（10時30分）から始業
・午前11時までに解除になった場合	5校時（13時25分）から始業
・午前11時現在、警報・指示発令中の場合	臨時休業

※午前中授業の場合、午前7時の時点で発令中の時は臨時休業となります。
- (3) 全市規模で「避難指示」が発令されている場合や発令の可能性がある場合は、教育委員会において臨時休校等を決定することがあります。その際の措置は「暴風警報」が発表された場合に準じます。その場合にはホームページ・保護者連絡ツール等でお知らせします。
- (4) 本校、校内に避難所が開設された場合、臨時休業の措置を取る場合があります。その場合にはホームページ・保護者連絡ツール等でお知らせします。

2 **特別警報** について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、病院待機（自宅待機）してください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

・午前0時までに解除になった場合	翌日は5校時（13時25分）始業
	午前中授業の場合は臨時休業
・午前0時現在発令中の場合	臨時休業

※「特別警報」が解除されてもそのまま臨時休業となります。

4 **【在校中】**に特別警報・暴風警報が発表され臨時休業となった場合、もしくは**【在校中】**に避難指示が発表され臨時休業となった場合について

- (1) 臨時休業となった場合は、下校の安全が確認できるまでは学校で待機し、安全確認でき次第、帰院します。また、下校時間を変更することがあります。

5 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

- (1) 「大雨警報」「洪水警報」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページ・保護者連絡ツール等でお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています）

【裏面もご覧ください】

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置はとりません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等的高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「2 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

桃陽総合支援学校 TEL 075-641-2634
FAX 075-641-2648

以上、お子様にもその旨お話しいただきますようお願いいたします